

栃木県会計年度任用職員【事務補助員】 募集要項

栃木県立博物館では、会計年度任用職員【事務補助員】の募集を行います。

1 採用予定人員、勤務場所及び仕事の内容

採用予定人員	勤務場所	仕事の内容
1名	栃木県立博物館 宇都宮市睦町2-2	○事務補助 (1)電話・来客対応 (2)文書の整理・発送 (3)PCによる資料作成及びデータ入力 (4)環境整備（整理整頓、物品管理等） (5)その他、担当職員が指示する事務補助

2 勤務条件

- (1) 任期 令和2(2020)年4月1日から令和3(2021)年3月31日まで
※1 採用後、1か月間は条件付採用期間（試用期間）となります。なお、1か月の勤務日数が15日に満たない場合には、15日に達するまで延長します。
※2 勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、任期満了後に再度採用されることがあります（最初の採用から最長で5年間）。
- (2) 勤務時間 週30時間、1日6時間、週5日勤務
午前8時30分から午後3時30分まで
土曜日、日曜日及び祝日の勤務があります。
※1 午後0時から午後1時までは休憩時間です。
※2 原則、時間外勤務はありません。
- (3) 休日 土曜日又は日曜日、月曜日（祝日を除く）、
12月29日から翌年1月3日までの日
- (4) 給与
①時給 1,092円（令和2(2020)年4月1日予定）
②通勤手当 当方規程により通勤手当を支給します。
- (5) 有給休暇 年次有給休暇ほか
- (6) 社会保険 雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入します。
災害補償については、「労働者災害補償保険法」又は「議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」によります。
- (7) 職務 地方公務員法が適用となり、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務等が課されることとなります。

3 募集対象

次の（１）から（３）の全てを満たす者

- （１）地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない者
（次のいずれにも該当しない者）

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 栃木県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から２年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

- （２）基本的なパソコン操作（Word、Excel 等を用いた文章や表の作成）ができる者
（３）積極的に業務に取り組む意欲がある者

4 受付期間

令和元(2019)年12月25日(水)から令和2(2020)年1月15日(水)

5 選考方法

書類審査のほか、就労への意欲や適性などについて個別に面接を行います。

- （１）選考日 令和2(2020)年1月23日(木)

- （２）場 所 栃木県立博物館

※下記6の申込手続きを完了した方には、面接時間等詳細を電話でご連絡いたします。

6 申込方法

応募される方は、次の（１）の書類を下記の送付先まで郵送又は持参してください。

【令和2(2020)年1月15日(水)必着】

- （１）履歴書（様式2、写真付）

※履歴書の様式は、必ず栃木県立博物館ホームページからダウンロードしたものに記入のうえ、提出してください。（アドレス <http://www.muse.pref.tochigi.lg.jp/>）

※履歴書は自筆で記入することとし、諸連絡等に必要ことから、連絡可能な電話番号を必ず記載してください。

※写真は大きさ縦40mm×横30mm、本人単身胸から上、6ヶ月以内に撮影のものを使用。

※郵送の場合には、封筒の表に「会計年度任用職員 事務補助員 選考申込」と朱書きしてください。

※持参の場合には、平日（月曜日を除く）の9：30～16：30の間にお越しください。

※提出された書類は、返却しませんのでご了承ください。

○応募書類の送付・提出先（問い合わせ先）
〒320-0865 栃木県宇都宮市睦町2-2
栃木県立博物館 総務課（TEL 028-634-1311）

7 結果の発表

選考結果については、令和2(2020)年1月24日(金)に電話でご連絡いたします。